

來の森研究会 規約

制定 令和 2 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 本規約は、株式会社クリーク（以下「当社」という）が提供する**來の森研究会**（以下「本会」という）を会員が利用するにあたっての利用条件を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員とは、本規約を承認の上、入会を申し込み、当社が入会を承認した法人、個人または法人でない社団もしくは財団で代表者もしくは管理人の定めがあるものをいう。

2. 当社が入会を承認しない場合は、次の各号の一に該当すると当社が判断した場合となる。

- (1) 営利団体・宗教団体への勧誘を目的とされる場合
- (2) 他の会員に対して損害・不快感・不信感を与える可能性がある場合
- (3) 当社が、社会的・人的・法的に制裁を受ける可能性があると判断した場合
- (4) 当社が過去に本会の入会、当社の他の会の入会や当社グループの運営する会、並びに、当社のサービスをお断りしたことのある場合
- (5) その他、当社の運営・目的に支障をきたす可能性がある判断した場合

(入会申込)

第3条 本会に入会を希望する場合は、本会指定の書面、もしくはネット上の申込フォームにて申し込むものとする。ただし、未成年者の入会にあたっては、次の要件を満たしていることを必要とする。

- (1) 法定代理人が同意をしていること
- (2) 法定代理人から、処分を許された財産の範囲内であること

(年会費)

第4条 第3条の規定に基づき申し込みを行い、当社の本会への入会が承認された場合、アースキーパーククリスタル協会に入会をし、**年会費 11,000円**を納めなければならない。また、一度払い込まれた年会費は、理由の如何を問わず、返金はせずに、來の森の整備と維持、並びに加尾の庭の整備のために充てることとする。

2. 初年度の年会費は、本会指定の口座に振り込むもの（振込手数料は入会希望者の負担）とする。それ以降の年会費は口座振替により徴収することとする。

3. 既にアースキーパーククリスタル協会の会員である場合、会員資格と年会費の徴収月は当会に入会後も、そのまま引き継がれることとし、二重に年会費を納める必要はない。

(月会費)

第5条 第3条の規定に基づき申し込みを行い、当社の本会への入会が承認された場合、当社が特に認めた場合を除き、**月会費 1口5,000円（消費税別）**を支払わなければならない。また、一度払い込まれた月会費は、理由の如何を問わず、返金はせずに、來の森の整備と維持、並びに加尾の庭の整備のために充てさせていただくこととする。

2. 初月度の月会費は、本会指定の口座に振り込むもの（振込手数料は入会希望者の負担とする）とし、それ以降の月会費は口座振替により徴収することとする。

(期間)

第6条 会員資格は、第3条の規定に基づき当社に申し込みを行い、第4条規定の初月度の月会費を入金した日に発効するものとする。

2. 会員資格の有効期間（以下「有効期間」という）は、1年間とする。ただし、初年度は、第1項に規定に基づき会員資格が発効した日に属する月とその翌月1日から1年間とする。
3. 有効期間が終了する月の2ヶ月前の末日までに退会の申し出がない場合は、有効期間は1年間自動で延長されたものとし、アースキーパーククリスタル協会の年会費、及び月会費の支払い義務も発生するものとする。

（会員資格の喪失）

第7条 当社は、会員が次の各号の一に該当すると判断した場合、会員資格を喪失させる。

- (1) 次条の規定により退会した場合
- (2) 月会費の引き落としを2ヶ月の間、確認ができなかった場合
- (3) 第9条の規定の禁止行為に該当した場合

（退会）

第8条 会員は、当社の本サービスの退会を希望する場合、退会を希望する月の2ヶ月前の末日までに、本会事務局に申し出た場合に退会することができるものとする。

2. 初年度の会員期間は、有効期間が終了するまで原則退会できないものとする。
3. 会員がやむを得ない理由で即時退会を希望する場合は、協議の上、即時退会ができる。ただし、第9条の禁止行為に該当した場合は当会で審議し、即時退会とする。

（禁止行為）

第9条 会員は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 特典の神能水（源水ボトリングモデル）を生水で飲用する行為
特典の水は届き次第“生もの”として扱い、冷蔵庫に入る分は冷蔵庫にて保管し
それ以外のボトルは、お風呂用や生活用、並びに清掃用として使用すること
- (2) 他の会員、または第三者を営利団体や宗教団体に勧誘する場合
- (3) 他の会員、または第三者に損害や不快感、不信感を与える場合
- (4) 他の会員、または第三者を誹謗中傷する場合
- (5) 国の法律や、公序良俗に反する場合
- (6) その他、当会の運営・目的に支障をきたす場合

（変更の届出）

第10条 会員は、当社に通知している内容に変更があった場合は、ただちに当社指定の手続きにより変更通知を行わなければならない。会員が通知しなかったことにより不利益を被った場合も、当社は責任を負わないものとする。

（会員の特典と権利）

第11条 会員は次の各号に掲げる特典と権利を有するものとする。ただし、本特典は、当社より会員への通知により変更や追加、または削減ができるものとする。

- (1) 1口1ケース（2L×6本入り）の神能水の進呈（源水ボトリングモデル）
但し、生水のままのボトリングされているため、飲用は禁止とする
この項目を守らず健康面を含む様々な損害が生じたとしても、当社は第9条にて事前に喚起しているため、その責任を一切負わないこととし、免れるものとする
- (2) 本会が行う会員限定の講演会やセミナー、ワークショップへの参加資格
- (3) 本会が行う「來の森」でのリトリート体験イベントの参加資格
- (4) 本会が行う会員限定のネット上でのイベントへの参加資格
- (5) 本会が行う会員限定商品の購入資格
- (6) 加尾の庭エステの限定メニューのチケット、もしくは優待価格のチケットの送付
- (7) (1)～(6)に付随する本会が行う事業への参加資格

(サービスの中断および停止)

第12条 当社は、以下に該当する場合、会員への事前通知、承諾なしに、当社のサービス内容の一部または全部を中断および停止する場合があります。

(1) 地震、噴火、津波、天災等の不可抗力の事態により、本会の継続が困難になった場合

(2) その他不可抗力の事態、雨量の減少などにより、ボトリングが困難になった場合

(3) その他、当社が、本会の運営上、中断および停止が必要と判断した場合

(4) その他、当社が定めた第9条の禁止行為を行った場合

2. 前項の規定に伴い、会員に不利益、損害が生じた場合でも、当社は、その責任を免れるものとします。

(規約の追加および変更)

第13条 当社は、会員への事前通知、承諾なしに、本規約を変更することができるものとする。

(合意管轄)

第14条 当社と会員との間に生じた紛争については、高知地方裁判所および高知簡易裁判所のみを管轄裁判所とします。

付 則

1. この規約は、令和2年4月1日より実施する。

■ 個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の使用目的は、以下のとおりです。

(1) 会員管理

(2) 当社からのご案内

2. 第1項に規定する個人情報を当社が第三者に開示、漏えいすることはいたしません。ただし、以下の場合には、この限りではありません。

(1) 当社および業務委託会社が会員に対する契約上の義務を履行するために必要である場合

(2) 法令に基づき裁判所その他の司法機関および行政機関からお客様に関する情報の開示を要求された場合

(3) 当社、当社関連会社、会員または第三者の権利および財産を保護する必要がある場合

(4) 会員と他の会員もしくは第三者との紛争により、当社または当社関連会社が迷惑もしくは損害を被ることを回避する場合

(5) 会員は、当社に対して、当該個人情報を入手された以後、氏名・住所・お電話番号等について個人情報を開示するよう求めることができる。また、開示の結果、当該個人情報に誤りがある場合は、会員は当社に対して当該個人情報の訂正または削除を要求することができる。開示、訂正または削除を要求される場合は、次項の会員の個人情報に関する担当者または相談窓口までご連絡ください。

(6) ご提供いただく個人情報の管理者及びお問い合わせ先

お問い合わせ窓口

住所：高知県高知市はりまや町1-7-7 川村ビル6F

会社名：株式会社クリーク

個人情報相談窓口担当 小川